

2026 年 9 月 8 日 全 5 頁

海外で進む包摂的な資産形成支援策

資産形成の入口支援、就労自立支援との連携、将来投資に繋ぐ視点

政策調査部

研究員

佐川あぐり

[要約]

- NISA（少額投資非課税制度）拡充や金融経済教育は資産形成の機会を広げる一方、所得制約や流動性制約を抱える層には十分に届きにくい面がある。本稿では、米国、英国、韓国、オーストラリア、シンガポールにおける支援策の内容や制度導入の背景を整理し、日本が包摂的な資産形成支援を進める上でのさらなる示唆について考察した。
- 海外の資産形成支援策を見ると、既存制度では恩恵を受けにくい層を対象に、公的マッチング拠出による資産形成の入口の支援、就労継続や経済的自立の支援策との連携、教育や住宅取得など将来への投資につなぐ視点が重要な示唆といえよう。日本においても従来の税制優遇を中心とした「資産を持つ人への支援」を補完し、資産形成の機会そのものを広げる社会包摂的な制度設計が求められるだろう。

1. はじめに

資産運用立国の実現に向け、NISA（少額投資非課税制度）の拡充や金融経済教育の推進に向けた取り組みが進められている。しかし、こうした施策は資産形成の機会を広げる一方で、所得制約や流動性制約を抱える世帯では、資産形成に回せる余裕資金そのものが乏しく、その効果が十分に及ばない場合がある。制度の拡充や金融経済教育は重要だが、資産形成に回す原資を十分に持たない層に目を向けると、それらだけでは十分とはいえない。

佐川（2026）¹では、こうした課題への対応策として、米国の資産ベース政策（Asset-Based Policy）の考え方を紹介した。米国の議論からは、口座開設や積立の自動化、公的インセンティブの付与など、誰もが資産形成をスタートできる「入口」を支える政策の必要性が示唆された。もっとも、こうした視点を踏まえ資産形成を支援する取り組みは米国以外の国々でも見られる。本稿では、米国に加え、英国、韓国、オーストラリア、シンガポールの制度の内容や導入の背景を整理し、日本が包摂的な資産形成支援を進める上での示唆について考察する。

¹ 佐川あぐり（2026）「[資産運用立国の次なるステージ](#)」（大和総研レポート、2026 年 8 月 12 日）

2. 海外諸国における低所得者向け資産形成支援策

近年、各国の資産形成支援策は、単なる家計貯蓄の促進策にとどまらない。低所得者や非正規労働者、若年層など、既存の資産形成制度や税制優遇の恩恵が届きにくい層に対し、住宅取得や教育など将来への投資を後押しするだけでなく、就労継続や経済的自立、生活安定を支える社会包摂的な政策として展開されている（図表）。

図表 海外諸国における低所得者を対象とした資産形成支援策

国	制度名	対象	支援内容	目的	主な特徴
米国	IDA (Individual Development Accounts)	低所得者	連邦・州・民間による、口座預金へのマッチング拠出	資産形成、貧困予防	預金の使途は、教育、住宅取得、起業などに限定。多くのプログラムで、金融経済教育への参加が求められる。資産ベース政策の代表例。
英国	Help to Save	低所得者（主にUniversal Credit受給者）	貯蓄額への政府ボーナス	失業・疾病等の家計ショックに備える緊急準備資金（rainy day fund）の確保	毎月1～50ポンドを貯蓄でき、引き出しも可能。政府ボーナスは口座開設から2年後と4年後の2回支給。口座は4年後に閉鎖され、再開設はできない。2026年に恒久制度化の方針が示された。
韓国	Hope Savings Account I・II	口座Ⅰ：生計給付・医療給付受給世帯の就労者 口座Ⅱ：住宅給付・教育給付受給世帯の就労者 ※口座Ⅰ対象者より上位階層	貯蓄額への政府マッチング拠出	自立支援、資産形成	満期時に資産を引き出すためには、次の要件を満たす必要がある。 ・月額少なくとも10万ウォンの貯蓄を3年間継続 ・就労を3年間継続 ・10時間の自立訓練修了 ・資金利用計画の提出など
	Youth Tomorrow Savings Account	低・中所得世帯の就労者（15歳以上39歳以下）			
オーストラリア	LISTO (Low Income Super Tax Offset)	低所得者（スーパー年金加入者）	スーパー年金への税引前拠出額に課される税負担相当額の還付	老後資産形成	2027年7月1日から、所得基準額を37,000豪ドルから45,000豪ドルへ、最大給付額を500豪ドルから810豪ドルへ引上げ。
	Super co-contribution	低・中所得者（スーパー年金加入者）	スーパー年金への税引後本人拠出に対する政府マッチング拠出	老後資産形成	政府拠出額は年間最大500豪ドル
シンガポール	MRSS (Matched Retirement Savings Scheme)	低所得かつ退職資産の少ないシンガポール国民（55歳以上）	CPF口座への拠出への政府マッチング拠出	老後資産形成	政府拠出額は年間最大2,000シンガポールドル（生涯上限20,000シンガポールドル）。2026年から障害認定を受けた55歳未満にも対象を拡大。
	WIS (Workfare Income Supplement)	低所得の就労者	現金給付とCPF口座への追加拠出	短期の所得給付、長期の資産形成	給付額は年齢、所得、就業形態等により異なる。

（出所）各種資料をもとに大和総研作成

（1）米国

米国では、公的年金（Social Security）による老後の所得保障が限定的であることから、老後には公的年金に加えて企業年金や個人貯蓄の「3本柱」で備える考え方が定着している。確定拠出型の企業年金である401(k)やIRA（Individual Retirement Account）などの税制上優遇された退職貯蓄制度が広く普及し、特にIRAは401(k)などの企業年金にアクセスできない層も含め米国家計の44%²が保有している。しかし、税制優遇の恩恵を受けられるのは主に中高所得者であり、低所得者はこれら制度を通じた資産形成の機会が十分ではないことが課題であった。

こうした問題意識の下、資産ベース政策の考え方を具体化し、低所得者向けの貯蓄制度として導入されたのがIDA（Individual Development Account）である。IDAは、本人が積み立てた貯蓄に対して州政府・自治体や財団、非営利団体などが一定割合の資金を上乗せする仕組みだ。これに金融経済教育を組み合わせることで、積み立てた資金を教育、住宅取得、起業な

² ICI “Rollovers Fuel Multi-Trillion IRA Market” June 3, 2026.

ど、将来の投資につなげることを目的としている。米国では、401(k)や IRA の利用拡大を進める一方で、低所得者に対しては、公的・民間の拠出を通じて資産保有を促し、将来の選択肢を広げる政策が展開されている。

(2) 英国

英国では、ISA (Individual Savings Account) などの税制優遇制度が整備されているが、米国と同様に、貯蓄余力のある中高所得者ほど利用しやすく、低所得者は税制優遇の恩恵を十分に受けにくいことが指摘されてきた³。加えて、十分な貯蓄を持たず、失業や病氣、退職等による予期せぬ支出や所得減少へ対応するための資金を有していない低所得者が少なくない⁴ことも、大きな政策課題であった。

こうした背景の下、低所得者等を対象に、貯蓄行動を直接後押しする制度として導入されたのが Help to Save である。Help to Save は Universal Credit⁵の受給者を対象に、利用者の貯蓄額に応じて政府がボーナスを付与する仕組みであり、長期的な資産形成そのものよりも、緊急時資金の蓄積に主眼が置かれている。また、積み立てた資金は将来的に ISA 等を含む他の資産形成手段につなげることも可能であり、低所得者が継続的な資産形成へ進む第一歩となることも期待できる。

(3) 韓国

韓国では、1990 年代後半のアジア通貨危機以降、基礎生活保障制度 (BLSP : Basic Livelihood Security Program) をはじめとする低所得者支援策が整備された。しかし、非正規雇用者、自営業者、零細企業従業員の割合が高く、就労していても資産の蓄積が進まず貧困状態から抜け出しにくいことが社会問題化していた⁶。そこで、政府は、所得支援に加え、就業支援と資産形成支援を組み合わせ、低所得者の自立を支援する政策へと発展させた。

ソウル市とソウル福祉財団は、資産ベース政策を提唱した米ワシントン大学セントルイス社会開発センターの協力の下、低所得者向け資産形成プログラム「Seoul Hope Plus Savings Accounts program」を実施した⁷。その後、同様の考え方を全国的に展開し、低所得者向けには Hope Savings Accounts が、若年層向けには The Youth Tomorrow Savings Account が導入された⁸。これらは、本人の貯蓄に対し政府がマッチング拠出を行うことで資産形成を促す制度

³ HM Treasury [“Help to Save Reform Consultation”](#) April 2023.

⁴ The UK Parliament [“Select Committee on Financial Exclusion Tackling financial exclusion: A country that works for everyone?”](#) March 2017 - HL Paper 132.

⁵ それまでの失業給付や住宅給付、税額控除などを統合した所得保障制度として、2013 年に導入された。従来は、働き始めると複数の給付が同時に減額・停止され、労働時間を増やしても手取りがあまり増えないことが問題とされていた。Universal Credit は、そうした問題を踏まえ、働いて収入が増えても給付が急に打ち切られず、所得の増加に応じてなだらかに減額される仕組みとなっている。

⁶ OECD [“Towards Better Social and Employment Security in Korea”](#) 14 March 2018.

⁷ Kim, M., J. Kwon, S. Chung, H. Hong, Y. Nam, Y. Kim, and E. Lee [“Seoul Hope Plus Savings Accounts: Asset-Building Program for Low-Income Households in Seoul”](#) CSD Research Report No.10-20, 2010. St. Louis, MO: Washington University, Center for Social Development.

⁸ 韓国語表記はそれぞれ「희망저축계좌」「청년내일저축계좌」である。

で、一定額以上の貯蓄、就労継続、自立支援訓練の履修、資金計画書の提出等を要件としている⁹。貯蓄奨励にとどまらず、低所得就労者の就労継続と経済的自立を支援する仕組みである。

（４）オーストラリア

オーストラリアの退職後の所得保障においては、就労者を対象とする強制加入の退職年金制度であるスーパーアニュエーションが重要な役割を果たしている。スーパーアニュエーションは雇用主に対し、対象となる従業員のスーパーアニュエーション口座への拠出（給与の 12%）を義務付けており、低所得者にも雇用を通じた資産形成の機会が提供されている。

ただし、雇用主による拠出金には 15%の税率が適用されるが¹⁰、低所得者の場合、通常の所得税率よりも口座内の課税率が高く、制度利用によって不利な扱いを受ける可能性がある。こうした逆進的な影響を是正し、低所得者が制度に参加しても税制上不利にならないようにするのが LIST0（Low Income Super Tax Offset）の仕組みである。また、Super co-contribution は、就労者による税引後の任意拠出に対して政府が追加でマッチング拠出を行う制度であり、低所得者の積立行動を後押しする役割を担っている。

（５）シンガポール

シンガポールでは、全国民を対象とした賦課方式による公的な年金制度が存在せず、CPF（Central Provident Fund）を中核として退職後の所得保障や住宅取得、医療費への備えを行う仕組みが採られている。CPF は、就労者と雇用主が拠出を行う強制貯蓄制度であり、雇用を通じて就労者の資産形成を後押しする仕組みだが、低所得者や就労期間が短い者、自営業者等、高齢期までに十分な CPF 残高を蓄積できなかった者にとっては、それだけでは十分な老後資産の準備が難しい場合がある。

こうした課題への対応の一つが WIS（Workfare Income Supplement）である。WIS は、低所得者に対して現金給付と CPF 拠出を組み合わせる制度で、短期的な所得給付と長期的な資産形成の支援を両立させている。また、MRSS（Matched Retirement Savings Scheme）は、一定の要件を満たす高齢者の CPF 退職口座への自発的な積立に対して政府がマッチング拠出を行う仕組みであり、退職後の生活安定を支える役割を担っている。

3. 日本への示唆 ～社会包摂的な支援が求められる

海外の資産形成支援策を見ると、既存の税制優遇制度では恩恵を受けにくい低所得者や若年

⁹ Seoul Economic Daily “Korea Launches Savings Account With Government Matching Up to 300,000 Won Monthly” 2026. 02. 02.

¹⁰ スーパーアニュエーションの掛金にかかる税制は、日本の DC の掛金のように非課税ではなく、通常の所得税率より低い 15%の軽減税率が適用される。Australian Taxation Office [“Salary sacrificing super”](#)
Last updated 21 April 2026.

層、非正規労働者等にも資産形成の機会を広げ、貯蓄促進だけでなく、就労や自立支援、教育や住宅取得など将来への投資につなぐことを目的として政策が展開されている。日本においても、NISA 拡充等による中間層への投資促進策に加え、資産形成のスタートラインに立ちにくい層を包摂する視点が求められる。以下、3つの視点から日本への示唆を考察する。

第一に、低所得者が資産形成を始めるきっかけを提供する仕組みの検討である。前掲図表に示したように、海外諸国では公的なマッチング拠出が、貯蓄余力の乏しい層へ資産形成への参加を後押しする有効な手段となっている。日本でも、例えば低所得者が iDeCo（個人型確定拠出年金）に拠出する掛金に対して政府や自治体、企業等が一定割合を上乗せする制度を検討できないだろうか。iDeCo は原則 60 歳になるまで資金を引き出せないため、退職後に向けた資産形成を促すことができる。また、iDeCo は公的年金制度と密接な関係性を有する私的年金の一つであり、将来的な年金情報基盤との連携可能性も踏まえると、低所得者向けのマッチング拠出の受け皿として機能しうるものと考えられる。もっとも、低所得者にとっては緊急時の流動性確保も重要であり、短期的な資金需要を支援する仕組みも組み合わせる視点が必要だ。

第二に、資産形成支援を雇用・自立支援政策と一体的に設計する視点である。韓国では、資産形成支援を低所得就労者の自立支援や若年層の生活安定策と組み合わせて展開している。日本でも、資産形成支援を就労継続や職業訓練などと連動させることが重要だ。例えば、企業や自治体による奨学金返済支援の一層の普及は、若年層の資産形成余力を高めるだけでなく、人材確保や雇用定着にも寄与する可能性がある¹¹。また、ハローワークを通じた職業訓練の受講や生活困窮者自立支援制度の支援プログラムと資産形成支援を連携させることも考えられる。

第三に、資産形成支援を将来への投資や長期的な資産形成へ接続する仕組みづくりである。資産ベース政策を踏まえれば、積み立てた資産を将来の教育や住宅取得、起業、老後資金準備などにつなげることが重要である。日本でも、支援を通じて形成された資産を NISA や iDeCo による長期投資、教育資金や住宅取得資金などへ活用できる仕組みの整備が求められる。その際、利用者が適切な選択を行えるよう、金融経済教育や伴走型の相談支援を組み合わせることも求められよう。

今後の日本の資産形成支援策を考える上では、家計の貯蓄額や投資額の増加を目指すだけでなく、低所得者や若年層が将来への選択肢を持ち、生活基盤の安定を支えるための政策として捉える必要がある。海外諸国の制度が示すように、資産形成支援は単なる投資促進策ではなく、生活基盤の安定と将来への投資を支える社会政策としての側面を持つ。日本においても税制優遇を中心とした「資産を持つ人への支援」を補完し、資産形成の機会そのものを広げる社会包摂的な制度設計が求められるだろう。

¹¹ 地方公共団体では、地方創生に向けた施策の一環として、地元企業へ就職する者の奨学金の返済を支援する動きが広がっている。また、2021 年度に独立行政法人日本学生支援機構が導入した「企業等の奨学金返済支援（代理返還）制度」は、企業等が従業員の奨学金の返済を肩代わりする制度で、これを利用して企業が独自に支援する動きもある。佐川あぐり（2025）[「若者の奨学金返済の不安をどう解消するか」](#)（大和総研レポート、2025 年 5 月 9 日）参照。